

## 欧米における海外シティプロモート推進事業（２）

### 公募型プロポーザル提案説明書

#### 1 業務名

欧米における海外シティプロモート推進事業（２）ガイドブック制作業務

#### 2 業務の目的

札幌都心地域への企業誘致・人材誘致につながる下地作りを行い、札幌の国際競争力の強化に資するため、ターゲットとする地域において情報発信を行い札幌の認知度や好感度を高め、札幌のプレゼンス向上を図ること。

#### 3 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から平成 30 年 3 月 31 日までの間の所定の日とする。ただし、所定の日は業務の内容に応じ、委託者が定める。

#### 4 予算規模

本業務の上限は 8,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

#### 5 業務の内容

アメリカ、フランス及びドイツをターゲットに、欧米圏に向けたシティ PR のガイドブックを、札幌に在住する外国人や有識者等の声を踏まえて制作し、ターゲット国において認知度、好感度向上に資するルートや方法で配布を行う。なお、ガイドブックについては以下(3)ーアのとおり、ターゲット市場ごとに合わせたものを制作することとする。また、ガイドブック制作のうち印刷については、別途委託者にて行うこととする。

##### (1) 対象市場及び対象言語

###### ア 対象市場

アメリカ、フランス、ドイツ

###### イ 対象言語

英語、フランス語、ドイツ語

## (2) 実施時期

制作及び配布は平成30年2月28日までに行うこととする。

## (3) ガイドブック原稿の制作

### ア 原稿制作

ガイドブックの企画、執筆、翻訳、編集、レイアウトデザイン等、業務一式を行う。制作するガイドブックについては、共通となるべき基本情報等を除き、各言語版それぞれに、ターゲット市場ごとの特性に合わせ最も訴求し得る内容とすること。

なお、各市場ごとに訴求する内容を検討するため、札幌に在住する外国人、国際交流員、有識者等により構成する検討会を開くこととし、メンバーの人選及び調整、会議運営、意見収集等に関して一切の業務を行うこと。

### イ 印刷時の補助

委託者にて別途行うガイドブックの印刷時には、印刷仕様詳細の調整や色校正の確認等、委託者と連携の上で業務補助を行う。また、これに限らず印刷時のことを想定し、出来る限り見やすく魅力的な冊子となるよう取り組むこと。

## (4) ガイドブックの配布

ターゲット国において認知度、好感度向上に資する配布先を選定・調整するとともに、現地への配送及び配布・配架等を行う。なお、配布方法の一つとしてイベント等の場を活用する場合には、シティセールスのために相応しいイベントにおいてのみ、これを認める。

## (5) 想定する印刷仕様及び部数

印刷仕様及び部数については、受託者の提案内容を元に協議、調整の上で決定することとするが、提案に際しての目安として、現時点の想定は以下のとおりとする。

《想定する仕様及び部数》

- ・印刷仕様 : A4判、カラー印刷、最大28ページ程度
- ・印刷部数 : 3言語合計で3万部程度が上限

※ これらに縛られる必要はないが、大きく逸脱しないよう留意すること。

## (6) 実施結果の報告

実施概要、実施結果及び効果（実施により得られた効果やその他二次的な効果等）を取りまとめ、報告すること。また、併せて成果物として印刷用版下データに

についても提出すること。

## 6 企画提案を求める事項

以下の(1)~(6)について企画提案書を作成するものとする。なお、提案にあたっては、統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めるものとする。

### (1) 実施方針

対象市場の現地事情や本市を取り巻く現状などを分析し、本事業の実施に当たっての基本的な考え方、企画の特長等を明らかにすること。

### (2) 実施内容

ア 対象市場の地域性や文化を十分に理解し、また、札幌市の特長を十分に理解した上で、ターゲット層の興味・関心を意識した提案とすること。

イ 制作するガイドブックについて、各言語ごとのページ構成や割付及び特長、並びにその狙いや根拠等について具体的に示すこと。

ウ 検討会について、メンバーの人選や会議の実施等、運営にあたっての考え方や具体的な方法等を明らかにするとともに、検討会の実施タイミングや回数等についても案を示すこと。その際、ガイドブック制作への反映についてもどのように行うか明らかにすること。

エ ガイドブックの配布方法について、そのルートや配布場所等を含め、各市場ごとに具体的に示すこと。また、配布にあたっての工夫や提案がある場合はそれを明らかにすること。なお、それぞれの配布方法における想定配布数についても示すこと。

### (3) 効果測定

ア 当該業務の有効性を測る事業指標又は成果指標を設定し、それぞれの目標値を示すこと。

イ 当該事業指標又は成果指標の具体的な測定方法及び測定時期を示すこと。

ウ 当該業務に基づく波及効果の測定について提案がある場合は、波及効果の内容（指標）や目標値、測定方法及び測定時期についても示すこと。

### (4) 実施体制及び実施スケジュール

ア 業務体制（人員体制を含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない）並び

に業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。

ウ 準備及び効果測定を含めた業務スケジュールを示すこと。

(5) 見積もり

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

(6) その他

今年度、札幌市ではシティプロモート事業として当事業の他、アメリカ、フランスの現地メディアを活用する情報発信事業を行う予定である。また、札幌市が構成員である札幌市国際観光誘致事業実行委員会では、①アメリカ、ドイツにおける来札促進観光プロモーション事業、②ビジット・ジャパン地方連携事業を活用した欧州における旅行会社・メディア招請事業を行うことを予定している。これらの事業を考慮し本事業の効果の最大化に努めること。

## 7 参加資格要件

札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、次に掲げる(1)～(3)の全ての要件を満たすものであること。

ただし、札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものであっても、次に掲げる(1)～(3)の全ての要件を満たしている場合は、下表に定める必要書面の提出を行うことで、参加の申込を行うことができる。なお、これらの書面は参加申込書と同時に提出するものとする。

- (1) 本公募型プロポーザルにおいて、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市の競争入札参加停止等措置要領等の規定に基づき参加停止の措置を受けていないこと。

<札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面>

提出書面	備考
ア 申出書	(様式 3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明 (写し可) ※参加申込書の提出日から 3 か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表 (直前 2 期分)	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 (市区町村税)	※本店 (契約権限を委任する場合は受任先) の所在地の市区町村が発行するもの (写し可) ※参加申込書の提出日から 3 か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 (消費税・地方消費税)	※未納がない旨の証明書 (その 3 の 3) (写し可) ※参加申込書の提出日から 3 か月前の日以降に発行されたもの

## 8 参加手続きに関する事項

### (1) 日程

ア 公募開始	平成29年 6 月 7 日 (水)
イ 参加申込書の提出期限	平成29年 6 月 27 日 (火) 17時00分必着
ウ 企画提案書の提出期限	平成29年 7 月 4 日 (火) 17時00分必着
エ 実施委員会によるヒアリングの実施	平成29年 7 月 13 日 (木) (予定)
オ 提案事業者への選定結果の通知	平成29年 7 月中旬
カ 契約締結	平成29年 7 月下旬

### (2) 提出書類

各種書類は、札幌市観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課へ郵送又は持参により提出すること。

ア 参加申込書 (様式 1)	1 部
イ 企画提案書及び参考見積書 (様式自由、A4 縦、両面使用)	
・表紙に提案者の団体名称を記載したもの	3 部
・提案者の団体名称が記載されていないもの	15 部
ウ 上記イの PDF データ (CD 又は DVD)	1 部

### (3) 留意事項

- ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
- イ 提出された書類については返却しない。

ウ 審査の公正を期するため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなどプロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面(様式2)に質問の要旨を簡潔に記入し、電子メールで送信するものとする。

ア 質問受付期限

平成29年6月27日(火)12時00分まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

[kanko@city.sapporo.jp](mailto:kanko@city.sapporo.jp)

※メールのタイトルは「(団体名)【欧米における海外シティプロモート推進事業(2)】質問書」とする。

## 9 契約候補者の選定方法

本プロポーザルにおいて、企画提案の内容は、「欧米における海外シティプロモート推進事業実施委員会」(以下「実施委員会」という。)を設置して評価する。評価及び契約候補者の選定は、実施委員会が企画提案者に対するヒアリングを行って、最も適当と思われる提案者を選定し、もって契約候補者とする。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「7 参加資格要件」に基づき審査を行い、参加団体に通知する。

## (2) 評価の基準

評価項目	評価内容	配点
対象分析的的確性 (6-1) 関係)	対象市場の現地事情、本市を取り巻く現状などの分析が適切であるか。	10
手法・内容の評価 (6-2) 関係)	実施内容は対象市場の特性や札幌市の特長を十分に踏まえた内容であるか。	10
	ガイドブックについて、各市場ごとに訴求する内容やその構成が、狙いに基づいて明確となっているか。また、魅力的に伝わるような仕掛けや工夫が講じられているか。	20
	検討会について、運営方法が具体的に示されているか。また、効果的に反映させる創意工夫がなされているか。	10
	配布方法について、各市場ごとに効果的なものとなっているか。また具体的なルートや配布数等が示されているか。	20
効果・目標の妥当性 (6-3) 関係)	プロモーションの効果を測る指標が適切であり、目標の設定が妥当であるか。	10
体制・計画の適否 (6-4) 関係)	業務を遂行するための適切な業務体制及び人員確保がなされ、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。	10
経費の妥当性 (6-5) 関係)	提案内容に対して積算額が妥当であるか。	10

## (3) 実施委員会によるヒアリングの実施

別に期日を定め、企画提案者によるプレゼンテーション及び評価委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 企画提案者側の出席者は各団体3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案あたり、25分（企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答10分）を想定し、順次個別に行うものとする。

## (4) その他

ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 提案者が一者となった場合、別途定める最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

エ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

## 10 契約

契約については、選定された契約候補者と実施主体の間で詳細を交渉のうえ、締結

するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、実施委員会において次点とされた団体と交渉する場合がある。なお、契約は実施主体と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を適用する。

## 11 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

## 12 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本実施要領及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本実施要領等に定める手続き、方法等を順守しない者。

## 13 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

## 14 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌



日から起算して 3 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

## 15 企画提案の著作権等に関する事項

### (1) 企画提案の著作権

ア 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 実施委員会が本件プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を実施委員会が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

### (2) 成果物の著作権

ア 受託者は実行委員会に対し、当該事業の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

イ 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は受託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

ウ 受託者は、実行委員会に対し、受託者が本著作物を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害する者でないことを保証する。

エ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 16 その他留意事項

企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

## 17 各書類の提出先・問合せ先

担 当 札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課 山村、吉岡

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階

電 話 011-211-2376

F A X 011-218-5129

メール [kanko@city.sapporo.jp](mailto:kanko@city.sapporo.jp)